

令和3年度（2021年度）第1回横須賀市行政手続審議会議事録

日 時 令和3年12月3日（金）10:00～10:30
場 所 横須賀市役所本庁舎3号館302会議室（3階）
出席委員 出口委員長、小倉委員、伊藤委員、糠塚委員、平野委員
事務局 総務課 笠原課長、沼田課長補佐、藤井係長、浦島、大沼
傍聴者 なし

1 開 会

本審議会は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができるシステムを利用する方法により行い、本審議会の長、委員及び事務局が各々映像と音声即時に伝わることを確認するとともに、映像と音声により委員本人の確認をした。

2 委員長の選出

今期初の審議会であったため、横須賀市行政手続審議会規則第3条第1項の規定に基づき委員長の互選を行い、出口委員が選出された。

3 委員長職務代理者の指名

同規則第3条第3項の規定に基づき、出口委員長は小倉委員を委員長職務代理者として指名した。

4 議 題

（1）令和2年度におけるパブリック・コメント手続の実施状況について

横須賀市市民パブリック・コメント手続条例第14条の規定に基づき、令和2年度の実施状況の報告を行った。（資料1）

（報告者：総務課事務管理係）

<説明要旨>

令和2年度のパブリック・コメント手続の実施件数は合計14件であった。対象別内訳は、条例の制定又は改正が8件、規則の改正が1件、計画の策定が5件であった。

また、意見の提出状況については、全14件のうち、5件が意見の提出がなか

った。意見の提出があった案件は9件であった。

意見提出件数が1～10件の案件は4件あり、「建築物駐車施設条例の一部改正について」、「横須賀市国土強靱化地域計画について」などであった。

意見提出件数が11～20件の案件は2件あり、「長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業基本計画の策定について」及び「(仮称)中央こども園の設置及び併設子育て支援事業に係るパブリック・コメント手続の実施について」であった。

意見提出件数が21～50件の案件は1件あり、「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定について」であった。

意見提出件数が51件～100件の案件は2件あり、「横須賀市高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画を含む)について」及び「よこすか障害者計画(第6期横須賀市障害福祉計画及び第2期横須賀市障害児福祉計画を含む)について」であった。

意見提出件数が100件を超える案件は0件であった。

意見の提出を受けて原案を修正した案件は、5件あった。案件は「長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業基本計画の策定について」、「(仮称)中央こども園の設置及び併設子育て支援事業に係るパブリック・コメント手続の実施について」、「横須賀市高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画を含む)について」、「環境基本条例の改正について」及び「よこすか障害者計画(第6期横須賀市障害福祉計画及び第2期横須賀市障害児福祉計画を含む)について」であった。

また、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例第5条第1項の規定に基づく適用除外に該当してパブリック・コメント手続を実施しなかった案件で、法令の改正に伴う軽微なものとして手続を実施しなかったものが3件あった。また、市民生活に与える影響が軽微なものとして手続を実施しなかったものが6件あった。

<質疑応答>

(委員) 本日、席上に配布されている審議資料1について、例えば、「1パブリック・コメント実施件数」の対象別内訳には、計画が5件とだけ記載されている。先ほど、事務局から口頭により計画の件名について説明があったため、我々はそれを把握することができたが、資料を一見しただけでは何のことなのかかわからないのではないかという印象を受けた。先ほど説明いただいた内容を、簡潔

にでも、資料に記載しておくといよいのではないだろうか。

それから、これは質問であるが、「2 意見提出状況」について、51件から100件までの意見提出があったものが2件あったとのことであるが、この2件の意見は、個人から提出されたものか、法人等の団体から提出されたものか。

(事務局) まず、資料の記載方法に係る御意見については、承知した。

次に、意見提出方法に係る御質問について、横須賀市高齢者保健福祉計画では、11人の方から71件の意見を提出いただいている。しかしながら、この11人が個人なのか、法人等の団体なのかという点については、事務局でも把握していない。

(委員) 11人から意見が提出されたということだけ把握しているということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) それでは2件というのは、意見を提出した人が2人いた、2つの団体があったなど、そのような意味合いではないということか。

(事務局) そのような意味合いではなく、意見提出があった案件の数である。

(2) 許認可等の標準処理期間に関する規則中改正案について

令和2年度における許認可等の標準処理期間に関する規則の改正について報告を行った。(資料2)

(報告者：総務課情報公関係)

<説明要旨>

本市においては、行政手続法第6条及び行政手続条例第5条の規定に基づく標準処理期間について、法律等に別の定めがある場合を除き、許認可等の標準処理期間に関する規則で定めることとしており、それらを本規則の別表にまとめている。

標準処理期間については、毎年10月1日時点の設定状況調査の結果に基づき、本規則の別表の改正を行っており、本年の4月9日から5月11日までの期間で本規則等の改正について意見募集を行ったところ、意見の提出はなかった。このため、原案どおり規則改正を行った。

今回は、標準処理期間を削除した事務が1件であった。

なお、本規則改正は11月10日付けの横須賀市報で公布されており、同日付

で施行されている。

< 質疑応答 >

各委員からの質問はなかった。

(3) 審査基準等の設定状況等について

令和2年度における審査基準等の設定状況等の報告を行った。(資料3)

(報告者：総務課情報公開係)

< 説明要旨 >

令和2年10月1日現在の本市における審査基準等の設定率は、審査基準が83%、標準処理期間が80%、処分基準が65%であった。令和元年度と比較すると、いずれもほぼ同じ率であった。

審査基準等の設定状況については、直近の3年間で大きな変動はない。

< 質疑応答 >

- (委 員) 本日、席上に配布されている審議資料1、2及び3について、これは、当審議会への報告のための所定の様式のようなものがあるのか。
- (事務局) 所定の様式はなく、基本的に、前年の審議会で配布した資料を参考にして作成している。なお、パブリック・コメント手続の実施状況については、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例第14条において、当審議会に報告することとされているため、これに従い、毎年同一の議題を提出させていただいている。
- (委 員) 委員の御質問の趣旨は、先ほど議題(1)「令和2年度におけるパブリック・コメント手続の実施状況について」でも議論があったように、審議資料の構成に傍聴者や審議経過を閲覧する市民などにとってわかりづらい部分があるので、資料の報告内容にもう少し注釈を入れるべきではないかということだと思われる。
- (委 員) 正にそのとおりである。この資料を見る限りでは、審議の内容がわかりづらいのではないかと思われる。例えば、パブリック・コメント実施件数について、計画に関するパブリック・コメント実施件数が5件あったということは読み取れるが、何に関する計画なのかがわからない。計画の名称でも記載されていれば、ある

程度の推測はできるものと思われるため、資料の作り方をもう少し工夫していただけると、わかりやすくなるだろうという印象を受けた。

(事務局) おっしゃるとおり、初見の方の立場になると、例えば、件数にしても、増減があったのであれば、どのようなものが新設されたか、どのようなものが削除されたかなどをお示ししたほうがわかりやすいと思われるため、その点については、御意見として参考にさせていただき、改善に努めたい。

(委員) 我々委員は資料に慣れているため、一見してどのような内容の報告かわかってしまうものだが、一般の市民が見ても、直ちに報告内容がわかるということはないため、先ほどから御意見があるように、もう少し、注釈を入れたりする工夫が必要であろう。ただし、パブリック・コメント実施件数が多いときに、その全てを列挙するということも困難であるから、主だったものを選別することも必要である。例えば、先ほど御質問があったように、意見提出があったとき、当該意見が個人から提出されたものか、法人等の団体から提出されたものかという点については、現場では重要視されているはずで、法人等の団体、特に地域の各企業が共同して設立しているような一般社団法人などから意見が提出されたということになると、これは一個人から提出された意見とは若干、異なる意味合いを持つから、そのような団体から意見の提出があったことは明示するとよいのではないか。また、審査基準が新設されたときや標準処理期間が変更されたときにも、当該審査基準の根拠となる資料や、当該標準処理期間の積算根拠となる資料を添付していただきたい。

(事務局) ただいま各委員からいただいた御意見については、今後の参考にさせていただき、次回以降の会議資料作成に当たっては、前例にこだわることなく、審議内容に応じて、わかりやすい資料を作成するよう工夫させていただきたい。

5 その他

6 閉会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は10時30分会議の閉会を宣した。